

## 1. いじめ認知の状況について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法にある、上記のいじめの定義に従い、認知を行っていきます。

## 2. 根拠

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

本校の人権教育全体計画

横浜市学校いじめ防止基本方針

## 3. いじめ防止対策委員会の実施について

本校は毎月1回、さらに必要に応じて速やかに委員が集まり、状況を確認しいじめを認知しています。

## 4. いじめの様態について

1. 冷やかす・からかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる
2. 仲間はずれ・集団による無視をされる
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
5. 金品をたかれる
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
7. いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
8. パソコンや携帯電話（SNS）で誹謗中傷やいやなことをされる
9. その他

## 5. いじめ事案発生時の基本対応について

1. 当該生徒からの聞き取り
2. 当該生徒の保護者へ連絡
3. 関係生徒への聞き取り及び指導
4. 関係生徒保護者への連絡

## 6. いじめ防止に向けて

- ①未然防止：いじめの未然防止のためにいじめが起きにくい学校風土づくりに努めます。
- ②早期発見：いじめに繋がる可能性や疑いの状況を把握した場合、情報の収集を行い、速やかに情報共有を行います。
- ③事案対応：情報を元に当該学年で基本対応と指導について計画を立案し、管理職が確認後、本人及び保護者と合意の上、対応に入ります。  
いじめ防止委員会では、学校としていじめ事案を認知し、横浜市教育委員会に報告します。  
再発防止に向けた指導の方向性を確認し、当該学年が継続的に指導を行います。